

[事案 30-304] 新契約無効請求

・令和2年4月8日 和解成立

<事案の概要>

契約時、募集人から、保険料は全額損金で経理処理でき、元本が保証されていると誤説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年6月に契約した養老保険（契約時の契約者は法人）について、本契約は保険ではなく銀行預金のように積立で、支払保険料の経理処理は全額損金となり、いつ解約しても元本が保証されているとの説明を受けたことから、契約を無効とし、解約返戻金と既払込保険料の差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、銀行の預金のように保険料そのものを積み立てる商品で、元本が保証されているというような説明はしていない。
- (2)保険料については、募集人は、契約者を法人、被保険者および満期保険金受取人を法人の役員または従業員とする契約形態では、保険料の半分を支払保険料、残りの半分を給与として、それぞれ損金として全額損金扱で経理処理できる場合がある旨の説明を行ったにとどまる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。